

議会報告 9月一般質問

(二面から続く)
大和市も、左図のように「任意事業」に加え、「新しい総合事業」と「包括的支援事業」を行うことになりま
す。新たに認定される要支援の方々
等を対象に、ホームヘルプとデイ
は、互助(ボランティアや地域住民
の取組み)によるサービスが期待さ
れています。事業あつてサービス
なしにならないか心配です。

市町村が行う「地域支援事業」の概要(見直し後)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1~2等の訪問介護・通所介護)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス・通所型サービス・生活支援サービス(配食や移動)
 - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営(地域ケア会議の充実)
- 在宅医療・介護の連携推進
- 認知症施策の推進(認知症初期集中支援チームなど)
- 生活支援サービスの基盤整備(コーディネーターの配置、協議体の設置など)

任意事業(見直しなし)

互助にかかわる 団体への説明会

大和市は、互助によるサービス基盤を整備するため、NPOや社会福祉協議会など多様な実施主体による「協議体」と、中核的な役割を担う「コーディネーター」を配置するため、研究会を立ち上げる予定です。基盤整備に参加する団体等の育成や取組みの拡充を図るための補助金も、追って国が示す内容に従い交付されることになっています。まず、多様な団体が今回の改定の内容を正しく理解し、またそれぞれの活動等を認識しあうプラット

フォームが必要です。説明会を早期に開催するよう要望しました。

河崎 民子(大和市議)

審議会などへの参加を促進するために

見識がある多くの自治体は、開かれた市政の運営や市民参加を課題としています。大和市においても、審議会などへの参加は、政策形成過程への意見反映として重要です。しかし市民には、市にどのような審議会等があり、いつ・どこで開催されているのか全体像がわかりづらい状況です。

相模原市のホームページは、トップに「市政情報」の入口があり、そこから審議会などの一覧や開催日時、会議録、公募委員の募集が一目で把握できる作りになっています。茅ヶ崎市や伊勢原市、平塚市、川崎市、横須賀市も同様です。他市の事例を参考に速やかにホームページを刷新して一元的に情報提供すべきと提案しました。(充分ではありませんが、早くも10月に改善されました!)
また、会議中の預かり保育については、保育の実施の判断が各審議会の担当課の判断に任ざられていましたが、子育て世代の応募の促進から、できる限り配慮するよう今後周知を図るとの積極的な答弁でした。

中村 優子(大和市議)

県等が管理する道路や河川

千本桜の存続は?

引地川は、丸子中山茅ヶ崎線以南は県の管理です。千本桜地域の河川改修は県が行いますが、市民の関心が高いことから、一般質問しました。

千本桜の河川改修は、川幅を狭め桜並木の復元を可能とする具体的なプランが県から示されています。市は、治水対策と桜の名所存続の2つの目的を達成することができるとのプランを尊重したいと答弁しました。また、市の貴重な観光資源なので、市の広報等で周知していくとのことでした。

引地川の改修後に、市と市民が協力して桜の苗木を植えることが可能となってきました。桜並木を愛して来られた地元の方々をはじめ市民には朗報です。

県管理も市が情報提供すべき



国道・県道・市道と分かれているように、市内の道路や河川は管理者が異なります。しかし市民は、管理者を普段は意識していません。道路を修理してほしいとき、川が増水しそうなときなど、真つ先に頼るのは大和市です。国や県が管理している道路や河川についても市が情報を収集し、市民に知らせるべきではないでしょうか。

しかし、千本桜の河川改修以外については、市民生活に影響を与える場合は、県等に早い段階で地域への説明を要望していくとの答弁に留まりました。まちづくりや危機管理に関する情報は、ぜひ市民に身近な存在である市から、できるだけ詳しく情報発信するよう強く要望しました。

障がい者の自立を支援するために

障がい者の就労施設などから公

的機関が物品等の調達を推進することを定めた「障害者優先調達推進法」が施行されて1年半がたちました。しかし大和市の取組みは進んでいません。市が購入したい物品等が障がい者の就労施設で製作されていないからです。
今後は自立支援センターの機能を生かし、市が発注したいものとの施設が供給できるものとのマッチングを図り、庁内で周知をするとの答弁でした。注視していきます。
法は、サービス(役務)の購入も対象にしています。障がい者にとつて施設外で就労経験を積むことも、自立の一步として大切です。清掃やリサイクル関連作業などを、障がい者施設に委託することも検討するよう要望しました。

教育委員会委員の任命

河崎民子



スクールソーシャルワーカー(SSW)によるパワーハラスメントが教育委員会と市との合同調査で認定され、当該SSWは解雇されました。また、以前からパワーハラを知りながら放置し助長した教育長も処分され、8月に辞職しました。SSWの時間外手当を自費で支払うという不適切な行為も明らかになっています。

9月議会の一般質問で数人の議員が取り上げましたが、市長は一貫して任命責任を認めませんでした。法は、教育委員は首長が議会の同意をえて任命し、教育長は、委員のなかから教育委員会が任命すると規定しています。市長にも責任があることは明らかです。

9月議会の最終日に新たな教育委員任命の案件が出ましたが、任命権者が責任を持たない人事に同意することはできません。また、前教育長の事件は、個人的資質では済まされない、組織としてのトップマネジメントの問題です。コンプライアンスやリスクマネジメントの甘さが今回の事件を引き起こしたと捉えています。公益通報制度のあり方も課題です。これらの責任や改革の方策が明らかにされないまま、新たな人事には同意できませんでした。

議会や市政の報告をし皆さんからお話を伺う場です。
お気軽にご参加ください。(直接会場にお越し下さい)

- 11/13(木) 13:30~15:30 つきみ野学習センター
- 11/18(火) 14:30~16:00 福田 ☎267-7014(越後屋)
- 11/20(木) 10:00~12:00 福田 ☎269-4338(駒形)

おしゃべりサロン
(議会報告会)の
お知らせ

次号
まちづくりレポート
1月発行